

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第14項の規定に基づき公表する。

令和6年5月28日

秋田県監査委員 今川 雄 策  
 秋田県監査委員 三浦 英 一  
 秋田県監査委員 嶋 貢  
 秋田県監査委員 半田 直 樹  
 財 36  
 令和6年4月18日

秋田県監査委員 今川 雄 策  
 秋田県監査委員 三浦 英 一  
 秋田県監査委員 嶋 貢  
 秋田県監査委員 半田 直 樹  
 様

秋田県知事 佐竹 敬久

財政的援助団体等の監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和6年3月15日付け監委-1279で通知のあったこのことについて、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

監査箇所名	社会福祉法人水交苑	所管課名	長寿社会課																
監査年月日	令和6年1月16日																		
（指摘事項） 健康福祉部が所管する補助事業において、補助金額の算定に誤りがあるので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適正に処理すること。																			
（所管課措置状況） 令和5年度に実施された県財政的援助団体予備監査の際に、「令和4年度秋田県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス支援事業費補助金」の交付申請額に誤りがあったことが判明したことから、県と（福）水交苑において証拠書類を確認し、交付額を確定したうえ、過払いとなった77,000円について、（福）水交苑に対して返納を命令し、令和6年3月8日に返納済みとなった。 県では、再発防止に向け、令和5年度の申請書類について、従来の申請様式に加え、証拠書類を提出するよう交付要綱を改正している。																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>既交付額</th> <th>確定交付額</th> <th>差引超過額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指令感対 - 690</td> <td>(誤) 1,101,000円</td> <td>(正) 1,028,000円</td> <td>(差額) 73,000円</td> </tr> <tr> <td>指令感対 - 689</td> <td>(誤) 626,000円</td> <td>(正) 622,000円</td> <td>(差額) 4,000円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(誤) 1,727,000円</td> <td>(正) 1,650,000円</td> <td>(差額) 77,000円</td> </tr> </tbody> </table>				項目	既交付額	確定交付額	差引超過額	指令感対 - 690	(誤) 1,101,000円	(正) 1,028,000円	(差額) 73,000円	指令感対 - 689	(誤) 626,000円	(正) 622,000円	(差額) 4,000円	計	(誤) 1,727,000円	(正) 1,650,000円	(差額) 77,000円
項目	既交付額	確定交付額	差引超過額																
指令感対 - 690	(誤) 1,101,000円	(正) 1,028,000円	(差額) 73,000円																
指令感対 - 689	(誤) 626,000円	(正) 622,000円	(差額) 4,000円																
計	(誤) 1,727,000円	(正) 1,650,000円	(差額) 77,000円																